

三重県水道広域化推進プラン（中間案）

令和4年12月

三 重 県

目次

第1	はじめに	1
1	水道広域化推進プラン策定の背景及び目的	1
2	計画期間	2
3	協議体制	2
4	本県水道の概況	3
	(1) 地域及び水道事業数	3
	(2) 用水供給事業	4
	(3) 水道の事業別給水人口・水道普及率	5
	(4) 水道水源の構成比・年間取水量	6
第2	現状と将来見通し	7
1	現状	7
	(1) 自然・社会的条件に関すること	7
	(2) 水道事業サービスの質に関すること	9
	(3) 施設等の状況に関すること	12
	(4) 経営体制に関すること	14
2	将来見通し	16
	(1) 給水人口及び水需要	16
	(2) 給水収益	17
	(3) 更新費用	18
	(4) 給水原価	19
3	課題	20
	(1) 料金収入の減少	20
	(2) 更新費用の増加	20
	(3) 水道技術の継承及び確保	20
	(4) 災害等の危機管理対応力の不足	20

第3	今後の広域化に係る推進方針	21
1	推進方針	21
2	取組の方向性	21
	(1) 料金収入の減少による影響緩和の取組	21
	(2) 更新費用の増加による影響緩和の取組	21
	(3) 水道技術向上の取組	21
	(4) 災害等の危機管理対応力の向上の取組	21
3	今後の協議体制	22

第1 はじめに

1 水道広域化推進プラン策定の背景及び目的

本県の水道事業を取り巻く経営環境は、今後の人口減少による水道料金収入の減少、施設・管路の老朽化対策、今後発生が予測される南海トラフ地震対策としての施設・管路の耐震化など、今後、厳しくなっていくことが予測されます。こうした中、県民生活に必要なライフラインとして水道事業の持続的な経営を確保していくためには、中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を進める必要があります。

このような状況の下、平成30年12月に水道事業の基盤強化を目的とする、水道法の改正が行われました。改正水道法では、水道事業経営の持続性を高める方策として、広域化の推進が求められており、県の責務として「水道事業者等の広域的な連携の推進役」が新たに規定されるとともに、県は国の定める基本方針に基づいて広域連携をはじめとした水道の基盤の強化に関する計画「水道基盤強化計画」を策定することができることとなりました。さらに、平成31年1月、総務省及び厚生労働省から、水道基盤強化計画の策定に先立ち、市町村の区域を超えた広域化の推進方針等を定める計画として「水道広域化推進プラン」を策定するよう要請がありました（図1）。

これらを踏まえ、総務省及び厚生労働省の「水道広域化推進プラン策定マニュアル」に基づいて、将来にわたり持続可能な水道事業を実現するために、「三重県水道広域化推進プラン」（以下「プラン」という。）を策定します。

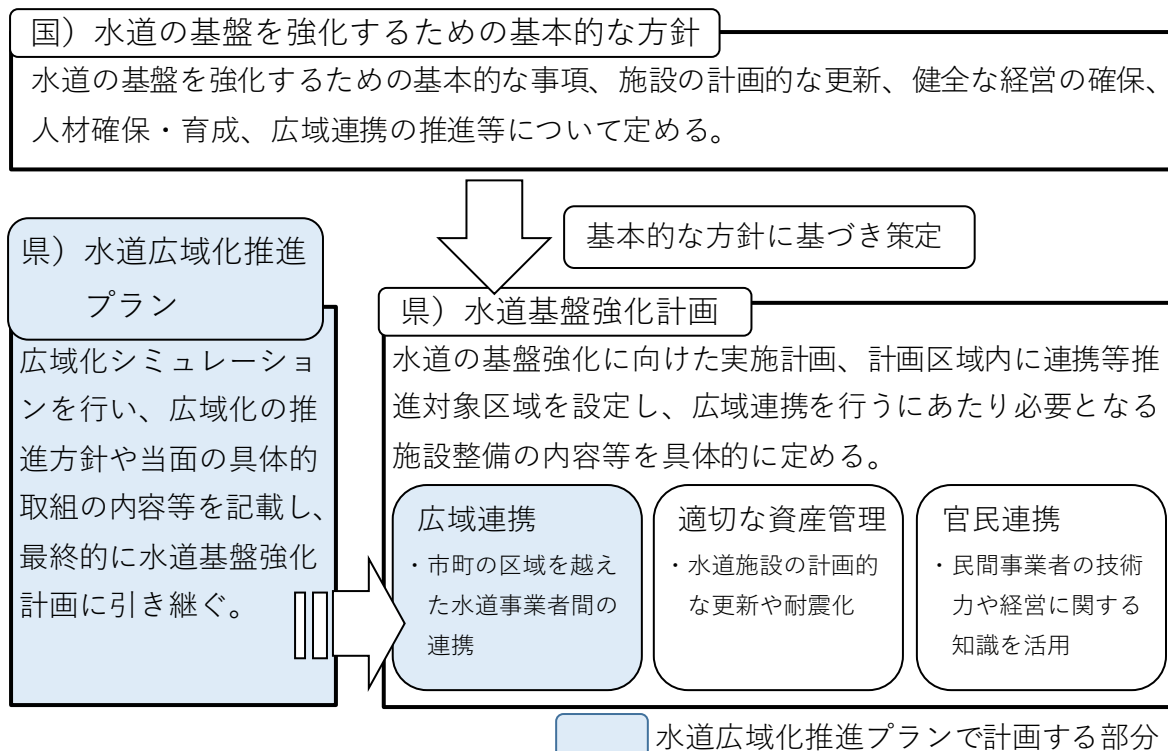


図1 水道広域化推進に係る各種計画の位置づけ

2 計画期間

プランの計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。なお、プランの計画期間内であっても、各市町水道事業者の広域化の進捗により見直しが必要となる場合は、改定を行います。

3 協議体制

本県では、令和元年10月に市町水道事業等の基盤強化について検討する目的で、市町及び県を構成員とする「三重県水道事業基盤強化協議会」を設置し、基盤強化につながる広域化について検討・協議を行っています。

- ① 水道事業基盤強化協議会
基盤強化に係る広域化の検討・協議
- ② 水道事業基盤強化協議会ブロック会議
地域の実情に応じた広域化の可能性を検討
- ③ 水道事業基盤強化協議会ワーキンググループ
各地域別の広域化について検討・協議

4 本県水道の概況

(1) 地域及び水道事業数

本県の事業ごとの事業数は、上水道事業 29、簡易水道事業 25、用水供給事業 2 で 56 事業となっています（図 2、表 1）。



図 2 地域

表 1 水道事業の事業数及び地域

令和 2 年度末時点

地域	事業者	上水道	簡易水道	用水供給
北勢地域	四日市市	1		
	桑名市	1		
	鈴鹿市	1		
	亀山市	1		
	いなべ市	1		
	木曽岬町	1		
	東員町	1		
	菰野町	1		
	朝日町	1		
中南勢地域	津市	1		
	松阪市	1	1	
	多気町	1		
	明和町	1		
	大台町	1		
伊勢志摩地域	伊勢市	1		
	鳥羽市	1		
	志摩市	1		
	玉城町	1		
	度会町	1		
	大紀町	1		
伊賀地域	名張市	1		
	伊賀市	1		
東紀州地域	尾鷲市	1	8	
	熊野市	1	16	
	紀北町	1		
	御浜町	1		
	紀宝町	1		
三重県	企業庁			2
	合計	29	25	2

「令和 2 年度三重県の水道概況」、「令和 2 年度水道の基本統計（厚生労働省）」より

- 上水道事業 : 給水人口 5,001 人以上のもの
- 簡易水道事業 : 給水人口 5,000 人以下のもの
- 水道用水供給事業 : 水道事業に対して水道用水を供給する事業

(2) 用水供給事業

三重県で北中勢水道用水供給事業及び南勢志摩水道用水供給事業の2事業を行っています(表2)。給水能力は5つの浄水場合計で日量429,366 m³となっており、県内の18市町に水道用水を供給しています。

表2 水道事業の事業数

事業名		水源 (浄水場)	給水対象市町及び基本水量(m ³ /日)		給水能力 (m ³ /日)		
北中勢水道用水供給事業	北勢系	木曾川用水系 (岩屋ダム) (播磨)	四日市市	36,200	朝日町	1,200	80,300
			桑名市	24,300	川越町	5,800	
			鈴鹿市	10,000			
	木曾岬町	2,800					
				計	80,300		
	三重用水系 (水沢)	四日市市	41,800			51,000	
		鈴鹿市	6,600				
		菰野町	2,600				
				計	51,000		
	長良川水系 (長良川河口堰) (播磨)	四日市市	2,200	菰野町	700	18,000	
桑名市		1,100	朝日町	1,000			
鈴鹿市		2,200	川越町	1,400			
亀山市	7,400						
			木曾岬町	2,000			
			計	18,000			
中勢系	雲出川水系 (君ヶ野ダム) (高野)	津市	76,916		81,416		
		松阪市	4,500				
			計	81,416			
長良川水系 (長良川河口堰) (大里)	津市	50,500		58,800			
	松阪市	8,300					
			計		58,800		
南勢志摩水道用水供給事業		櫛田川 (蓮ダム) (多気)	伊勢市	37,300	明和町	2,800	139,850
			松阪市	61,000	大台町	1,700	
			鳥羽市	20,000	玉城町	500	
			志摩市	10,000	度会町	500	
			多気町	6,050			
				計	139,850		
合計			18市町			429,366	

「令和4年度三重県企業庁事業概要」より

(3) 水道の事業別給水人口・水道普及率

本県の水道普及率は、上水道事業、簡易水道事業、専用水道事業を合わせ 99.7% であり、全国平均の 98.1% を上回っています (表 3)。

表 3 水道の事業別給水人口・水道普及率

令和 2 年度末時点

地域	行政区域内 人口(人) a	現在給水人口(人)				普及率 c=b/a
		上水道	簡易水道	専用水道	合計 b	
北勢地域	844,883	843,926	0	605	844,531	100.0%
中南勢地域	482,944	478,540	1,079	477	480,096	99.4%
伊勢志摩地域	232,941	231,553	0	140	231,693	99.5%
伊賀地域	166,512	165,761	0	50	165,811	99.6%
東紀州地域	67,388	58,910	7,450	51	66,411	98.6%
合計	1,794,668	1,778,690	8,529	1,323	1,788,542	99.7%
構成比		99.4%	0.5%	0.1%		
全国平均【令和 2 年度】						98.1%

「令和 2 年度三重県の水道概況」、「令和 2 年度水道の基本統計 (厚生労働省)」より

上水道事業 : 給水人口 5,001 人以上のもの

簡易水道事業 : 給水人口 5,000 人以下のもの

専用水道 : 生活の用に供する水量が 20m³/日を超える、又は 101 人以上の人に居住に必要な水を供給する自家用水道等

(4) 水道水源の構成比・年間取水量

令和2年度の年間取水量（上水道事業、簡易水道事業合計）は、257,593 千 m^3 となっています（図3）。

上水道及び簡易水道の水源の構成率としては、ダムや表流水など地表水が 15.9%、伏流水、浅井戸、深井戸及び湧水など地下水が 54.9%、用水供給事業からの受水が 29.2%となっています。

なお、用水供給事業の水源はすべて地表水となっています。

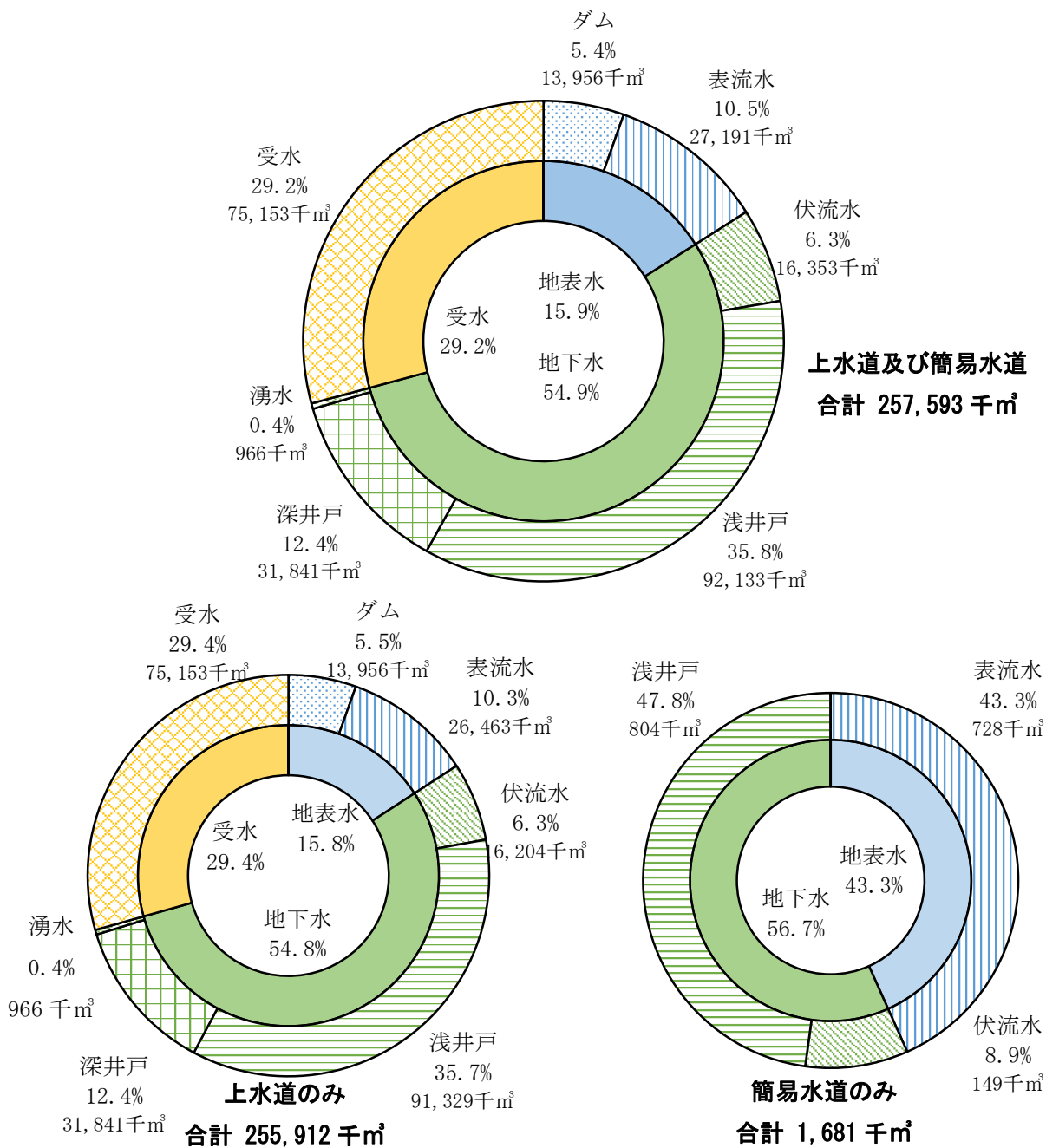


図3 水道水源の構成比・年間取水量

「令和2年度三重県の水道概況」より

第2 現状と将来見通し

1 現状

(1) 自然・社会的条件に関すること

ア 水道の事業別給水人口・水道普及率の推移

令和2年度末の水道給水人口は約178.9万人、普及率は99.7%であり、普及率は全国平均の98.1%を上回っています(表4、図4)。水道種別ごとの構成率をみると、上水道が99.4%、簡易水道が0.5%、専用水道が0.1%となっています。

給水人口は平成20年をピークに減少に転じています。

表4 水道の事業別給水人口・水道普及率の推移

年度	県総人口 (人)	給水人口(人)				普及率	
		上水道	簡易水道	専用水道	合計	県	全国平均
S53	1,664,695	1,240,586	284,120	16,056	1,540,762	92.6%	90.3%
S58	1,724,256	1,381,835	250,587	19,692	1,652,114	95.8%	92.6%
S63	1,782,881	1,484,190	230,504	10,382	1,725,076	96.8%	94.2%
H5	1,829,721	1,622,619	159,600	8,073	1,790,292	97.8%	95.3%
H10	1,855,860	1,692,363	128,674	8,682	1,829,719	98.6%	96.3%
H15	1,857,773	1,722,975	108,309	9,028	1,840,312	99.1%	96.9%
H20	1,899,863	1,776,681	98,169	12,942	1,887,792	99.4%	97.5%
H25	1,862,083	1,786,760	64,726	1,672	1,853,158	99.5%	97.7%
H30	1,817,947	1,800,914	9,138	1,203	1,811,255	99.6%	98.0%
R2	1,794,668	1,778,690	8,529	1,323	1,788,542	99.7%	98.1%
R2構成率	—	99.4%	0.5%	0.1%	—	—	—

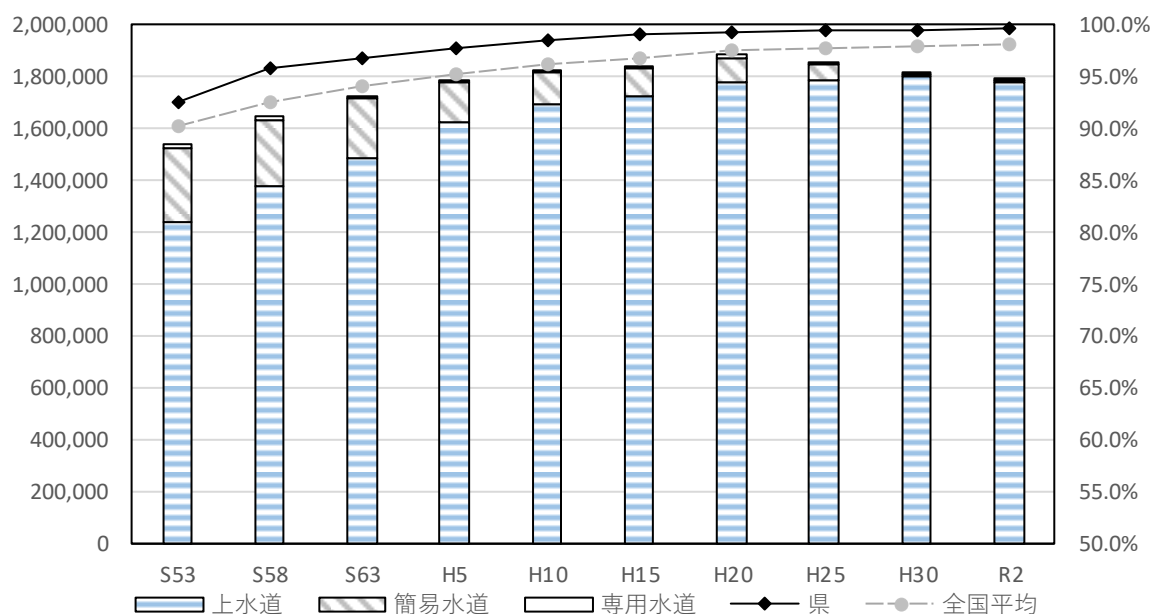


図4 水道の事業別給水人口・水道普及率の推移

「令和2年度三重県の水道概況」、「令和2年度水道の基本統計(厚生労働省)」より

イ 年間給水量、年間有収水量、有収率 の推移 (上水道事業、簡易水道事業)

上水道事業及び簡易水道事業の令和2年度末時点の年間給水量は252,747千 m^3 、年間有収水量は211,649千 m^3 となっており、有収率は83.7%となっています(表5、図5)。

近年、有収水量の減少、有収率の低下がみられます。

表5 年間給水量、年間有収水量、有収率 の推移

年度	年間給水量(千 m^3)	年間有収水量(千 m^3)	有収率(%)
H23	266,344	230,205	86.4
H24	263,844	227,534	86.2
H25	262,383	227,257	86.6
H26	257,408	221,800	86.2
H27	255,921	220,525	86.2
H28	254,826	218,599	85.8
H29	254,629	220,065	86.4
H30	253,488	217,547	85.8
R1	251,468	214,888	85.5
R2	252,747	211,649	83.7
上水道全国平均【令和元年度】			89.8

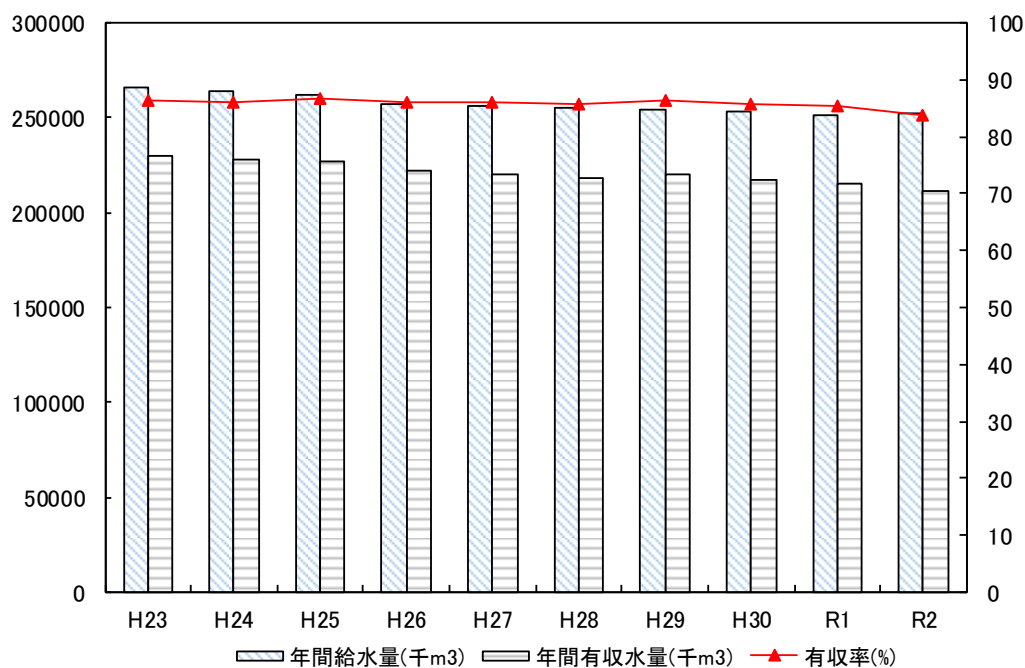


図5 水道の事業別給水人口・水道普及率の推移

「令和2年度三重県の水道概況」より

有収水量 : 給水量のうち料金徴収の対象となった水量

有収率 : 給水量に対する有収水量の割合

(2) 水道事業サービスの質に関すること

ア 水道事業数の推移

事業運営にかかる管理・経営の合理化の観点から事業の統合が進んできました。水道事業数については、令和2年度末時点で上水道事業 29、簡易水道事業 25、用水供給事業 2 の 56 事業となっています（図 6）。

市町村合併による統合や、簡易水道事業の上水道事業への統合が進んだことから、過去 40 年でみると、上水道事業はピーク時 53 事業から 29 事業に、簡易水道事業は 273 事業から 25 事業に統合され、1 事業者あたりの事業規模が拡大されています。

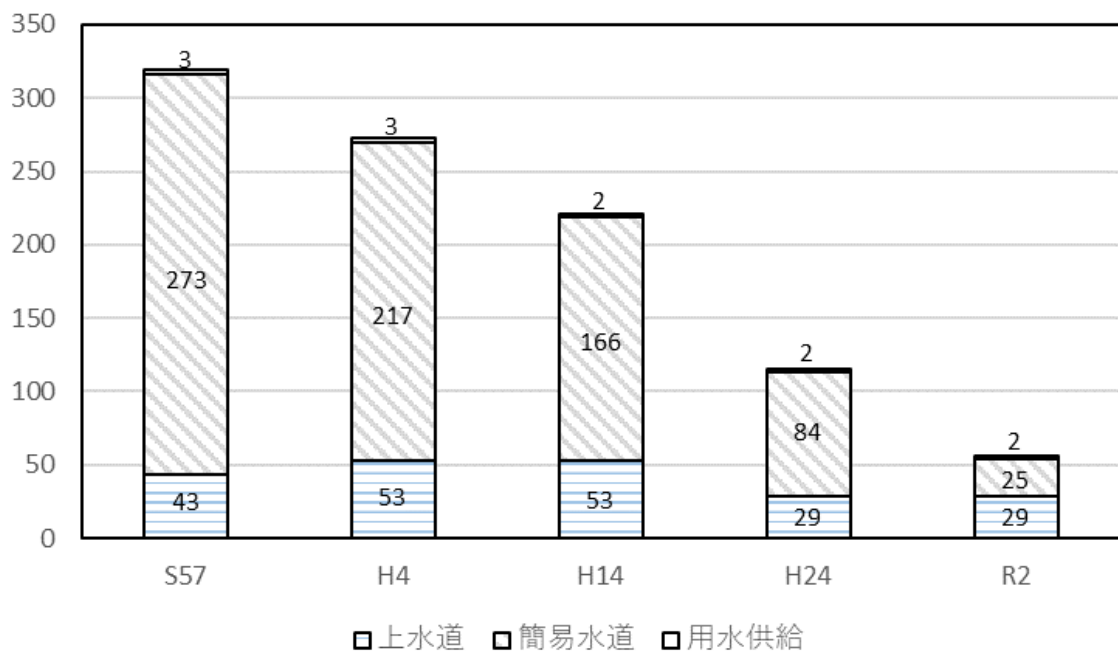


図 6 水道事業数の推移

「令和2年度三重県の水道概況」より

イ 各種計画・マニュアルの整備状況

水道水を安定的に供給することや水道事業サービスの向上には、水安全計画や施設更新の計画が必要となります。また、地震や風水害等の自然現象及び水質汚染事故等に迅速に対応するため、各水道事業者等が規模・地域特性に応じた適正な危機管理対策マニュアルを事前に作成しておくことが不可欠です。

施設更新耐震化計画、水道事業ビジョン、経営戦略、危機管理対策マニュアルのうち応急復旧計画、応急給水計画、地震対策及び水質汚染事故については半数以上の市町が整備していますが、他の計画・マニュアルについての策定率は低い状態となっています（表6）。

表6 各種計画・マニュアルの整備状況

令和2年度調査時点

各種計画名		策定済水道事業者数 (29市町中)	策定済み比率
水安全計画		10	34%
施設更新耐震化計画		16	55%
水道事業ビジョン		20	69%
経営戦略		29	100%
危機 管理 対策 マ ニ ュ ア ル	応急復旧計画	16	55%
	応急給水計画	19	66%
	地震対策	17	59%
	風水害	13	45%
	水質汚染事故	18	62%
	クリプト対策	12	41%
	施設事故	12	41%
	停電対策	13	45%
	管路事故	11	38%
	給水凍結	7	24%
	テロ対策	11	38%
	渇水対策	12	41%
新型インフルエンザ	11	38%	

「令和2年度大気・水環境課アンケート調査」より

ウ アセットマネジメントの実施状況

中長期的財政収支に基づき施設の更新等を計画的に実行し、持続可能な水道を実現していくためには、各水道事業者等において、長期的な視点に立ち水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営することが必要不可欠であり、これらを組織的に実践する活動がアセットマネジメント（資産管理）であり、計画的な施設更新・資金確保を行っていくうえで必要となります。

県内市町水道事業で何らかのアセットマネジメントを実施している市町は、23市町であり、8割程度の実施にとどまっています。（表7）。

実施済みの事業者についても、計画的な施設更新・資金確保を行っていくうえでより高度なアセットマネジメントの実施や、実施したアセットマネジメントの検証を行っていく必要があります。

表7 アセットマネジメントの実施状況

令和3年度末時点

地域	アセットマネジメントの区分				
	4D	3D	3C	2C	1A
北勢地域	1	1	4	1	
中南勢地域	1		3		1
伊勢志摩地域		4			1
伊賀地域			1	1	
東紀州地域			3	1	
合計	2	5	11	3	2

「令和4年度市町行財政課調査」より

【アセットマネジメントの類型】

1) 更新需要の検討手法

タイプ1（簡略型）：固定資産台帳等がない場合の検討手法

タイプ2（簡略型）：固定資産台帳等はあるが更新工事との整合が取れない場合の検討手法

タイプ3（標準型）：更新工事単位の固定資産台帳等がある場合の検討手法

タイプ4（詳細型）：将来の水需要等の推移を踏まえ再構築や施設規模の適正化を考慮した場合の手法

2) 財政収支見通しの検討手法

タイプA（簡略型）：事業費の大きさを判断する検討手法

タイプB（簡略型）：資金収支、資金残高により判断する検討手法

タイプC（標準型）：簡易な財政シミュレーションを行う検討手法

タイプD（詳細型）：更新需要以外の変動要素を考慮した検討手法

「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」より

(3) 施設等の状況に関すること

ア 上水道事業の現有施設能力、施設利用率、最大稼働率、負荷率

上水道事業の現有施設能力は県全体で 1,280,418 m³/日となっており、施設利用率 53.7%、最大稼働率 60.1%、負荷率 89.4%となっています(表 8)。

施設利用率、最大稼働率ともに全国平均からみて低く、水需要の低下等により一部施設が余剰となっている可能性があります。

表 8 上水道事業の現有施設能力、施設利用率、最大稼働率、負荷率

令和 2 年度末時点

地 域	一日平均給水量(m ³ /日) a	一日最大給水量(m ³ /日) b	施設能力(m ³ /日) c	施設利用率 d=a/c	最大稼働率 e=b/c	負荷率 f=a/b
北勢地域	304,902	336,772	511,031	59.7%	65.9%	90.5%
中南勢地域	187,534	205,390	388,579	48.3%	52.9%	91.3%
伊勢志摩地域	94,540	110,162	208,426	45.4%	52.9%	85.8%
伊賀地域	65,572	74,975	123,412	53.1%	60.8%	87.5%
東紀州地域	35,303	42,070	48,970	72.1%	85.9%	83.9%
合計	687,851	769,369	1,280,418	53.7%	60.1%	89.4%

全国平均【令和元年度】	59.1%	66.2%	89.2%
-------------	-------	-------	-------

「令和 2 年度三重県の水道概況」、「令和元年度水道統計調査」より

施設利用率 : 一日平均給水量/施設能力、値が大きいほど効率的な水道施設となります

最大稼働率 : 一日最大給水量/施設能力 値が高いほど有効活用されていますが、100%に近い場合は安定給水に問題あるといえます

負荷率 : 一日平均給水量/一日最大配水量 数値が大きいほど効率的であるとされます。需要の変動が大きいほど値が小さくなります

イ 水道の管路の状況（上水道事業）

三重県の上水道事業の管路延長は、16,703 kmであり、うち基幹管路の延長については、2,909 kmとなっています（表9）。

管路の経年化率は21.8%と全国平均からみて高く、また、基幹管路の耐震化適合率は28.4%で全国平均からみて低くなっています。

表9 水道の管路の状況（上水道事業、簡易水道事業）

令和元年度末時点

地 域	管路の延長（m）		基幹管路の延長（m）		管路の経 年化率	基幹管路 の耐震化 適合率
		うち法定耐用年 数(40年)超		うち耐震適合性 のある管		
北勢地域	6,372,332	1,363,771	786,783	223,141	21.4%	28.4%
中南勢地域	4,711,157	1,214,324	715,127	232,644	25.8%	32.5%
伊勢志摩地域	2,795,809	617,211	862,070	252,570	22.1%	29.3%
伊賀地域	2,042,174	285,327	279,595	100,887	14.0%	36.1%
東紀州地域	781,332	162,711	265,209	17,519	20.8%	6.6%
合計	16,702,804	3,643,344	2,908,784	826,761	21.8%	28.4%
全国平均【令和元年度】					19.1%	40.9%

「令和元年度水道統計調査」より

-
- 法定耐用年数 : 地方公営企業法施行規則の法定年数 40 年
 - 基幹管路 : 導水管、送水管及び配水本管
 - 耐震適合性のある管 : 耐震性のある耐震管に、管路が布設された地盤等を勘案すれば耐震性があると評価できる管を加えたもの

(4) 経営体制に関すること

ア 職員数の状況

三重県市町の水道事業に従事する職員数は 676 人であり、半数以上が技術系職となっています（表 10、図 7）。

職員の年齢構成については、各世代間で均等でなく、特に 40 歳未満の職員数の割合が低くなっています。

表 10 各市町水道事業者の職区分・年齢別 職員数

令和 3 年度時点

区分		地域	北勢地域	中南勢地域	伊勢志摩地域	伊賀地域	東紀州地域	合計
事務職	30歳未満		12	13	12	1	1	39
	30～40歳		26	15	8	3	4	56
	40～50歳		20	24	15	10	8	77
	50～60歳		30	29	16	5	11	91
	60歳以上		6	7	3	3	2	21
	小計		94	88	54	22	26	284
技術系職	30歳未満		31	13	6	4	2	56
	30～40歳		27	18	9	5	3	62
	40～50歳		54	24	16	15	11	120
	50～60歳		46	28	14	7	3	98
	60歳以上		14	21	6	10	5	56
	小計		172	104	51	41	24	392
全体	30歳未満		43	26	18	5	3	95
	30～40歳		53	33	17	8	7	118
	40～50歳		74	48	31	25	19	197
	50～60歳		76	57	30	12	14	189
	60歳以上		20	28	9	13	7	77
	合計		266	192	105	63	50	676

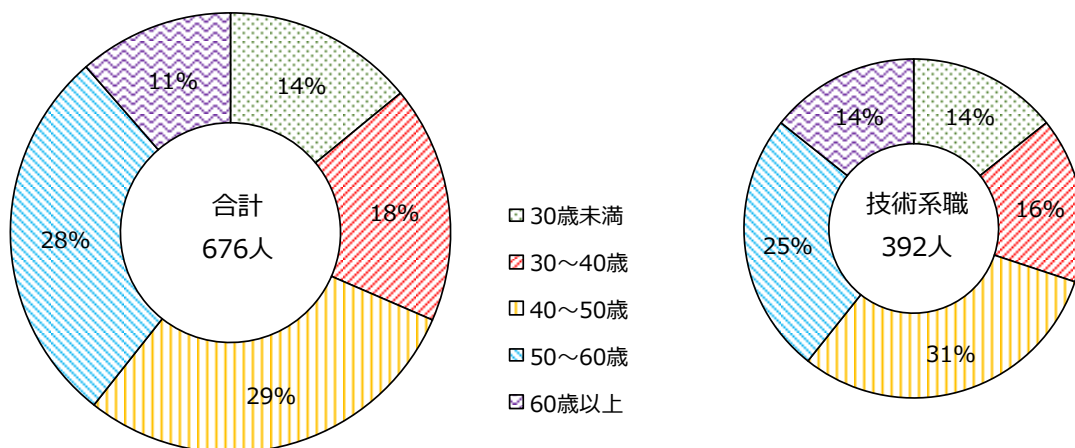


図 7 各市町水道事業者の職員の年齢構成

「令和 3 年度大気・水環境課アンケート調査」より

イ 委託業務の状況

委託業務については、営業業務、給水装置関係業務、漏水調査業務、維持管理関係業務の各業務において、全部委託を実施している事業者があるものの、多くの事業者では一部または全部を直営により行っています（表 11）。

表 11 委託業務の状況

地 域	営業業務			給水装置関係業務			漏水調査業務	維持管理関係業務 (施設・管路・機械設備)		
	全部委託	一部委託	直営	全部委託	一部委託	直営		全部委託	一部委託	直営
北勢地域	4	4	2	2	2	6	2	1	5	4
中南勢地域	2	1	2	0	1	4	2	0	4	1
伊勢志摩地域	2	4	1	0	0	7	4	1	6	0
伊賀地域	1	1	0	0	1	1	1	0	2	0
東紀州地域	0	3	2	0	0	5	0	0	3	2
合計	9	13	7	2	4	23	9	2	20	7

「令和 2 年度大気・水環境課アンケート調査」より

各業務の内容は、以下となります。

- 営業業務 : 窓口業務、検針業務、料金収納業務などの事務
- 給水装置関係業務 : 給水装置工事受付などの事務
- 維持管理関係業務 : 水道管路の保守点検、水道施設の保守点検
(施設・管路・機械設備)

2 将来見通し

(1) 給水人口及び水需要

水需要（有収水量）の現状と将来見通しについて、平成 30 年度の県内の有収水量の実績は 2 億 1,784 万 m^3 でしたが、今回行った推計結果では、給水人口の減少に伴い令和 14 年度に 1 億 9,470 万 m^3 まで減少し、平成 30 年度比で約 11%減少することが見込まれます（図 8、図 9）。

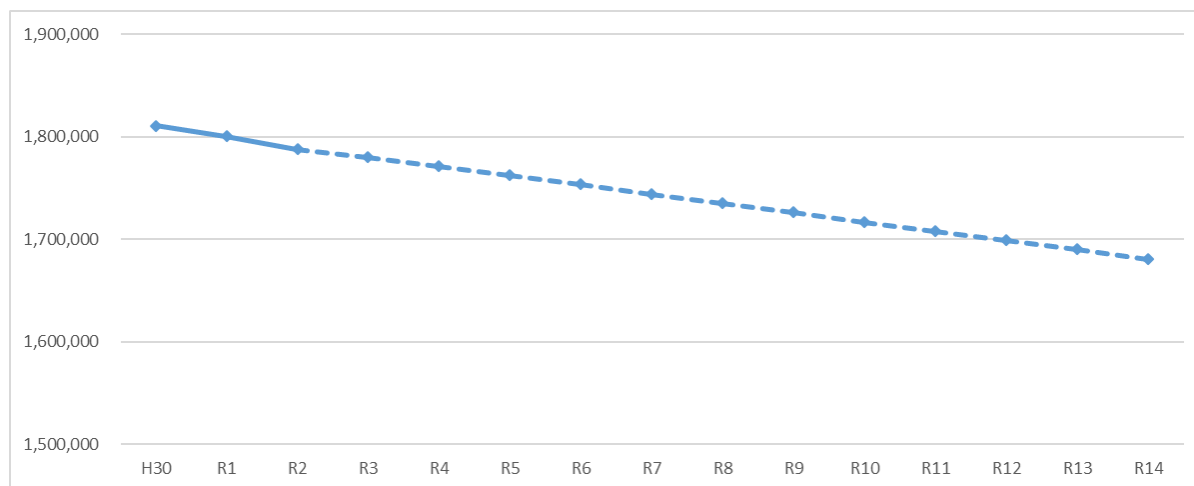


図 8 給水人口 (人) の推計

H30～R2：実績値（決算統計より）
R3～R14：推計値

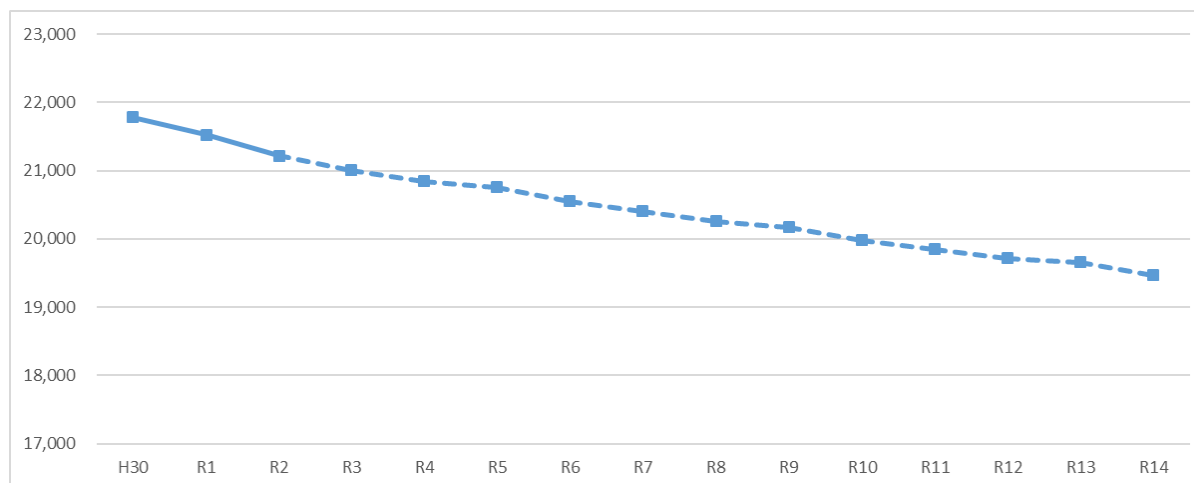


図 9 有収水量 (万 m^3) の推計

H30～R2：実績値（決算統計より）
R3～R14：推計値

◆推計方法 (R3～R14)

- ・給水人口：「三重県人口ビジョン」で示された人口減少対策（自然・社会減対策）を講じた場合の人口推計結果を用いて推計しています。
- ・有収水量：給水人口の推計を用い、水道施設設計指針に沿って推計しています。

(2) 給水収益

平成 30 年度の実績は約 367 億円/年でしたが、今回行った推計結果（料金改定を行わないと仮定）では、有収水量の減少に伴い令和 14 年度に約 328 億円/年まで減少し、平成 30 年度比で約 39 億円（約 11%）減少することが見込まれます（図 10）。

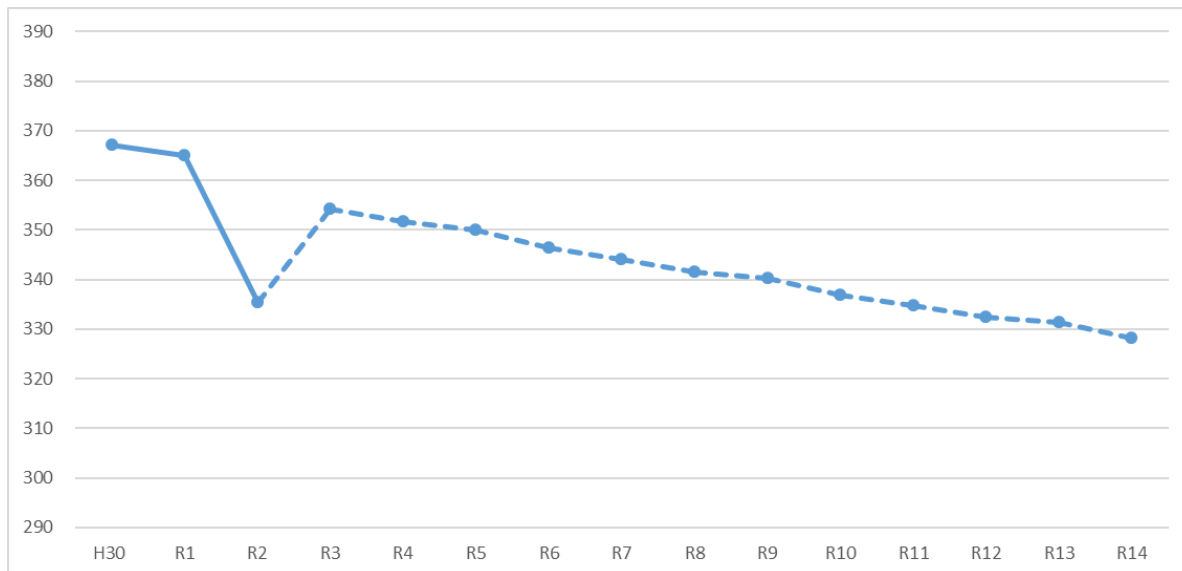


図 10 給水収益（億円）の推計 H30～R2：実績値（決算統計より）
R3～14：推計値

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、水道料金の基本料金の減免が行われた市町があることから給水収益が減少しています。

◆推計方法（R3～14）

推計を行う年度の有収水量に、平成 30 年度の供給単価を乗じて推計しています。

(3) 更新費用

平成 30 年度の実績は約 155 億円でしたが更新費用の推計を行った結果、令和 14 年度には約 219 億円と、増加が見込まれます。

更新費用の増加は、給水収益の減少とともに水道事業の財政を圧迫することが考えられます (図 11)。

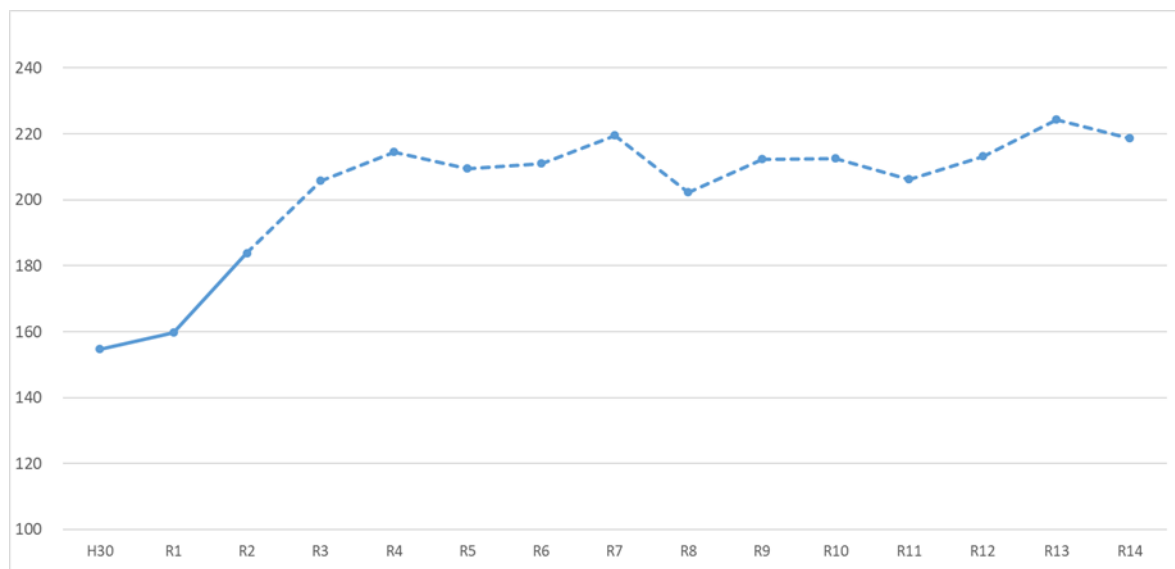


図 11 更新費用 (億円) の推計

H30~R2 : 実績値 (決算統計より)

R3~14 : 推計値

◆推計方法 (R3~14)

全市町の経営戦略等の数値を基に推計しています

(4) 給水原価

平成 30 年度の実績は約 161 円/m³でしたが、水需要推計や更新費用推計の結果を反映し収支見通しを推計した結果、令和 14 年度には約 185 円/m³に上昇し、平成 30 年度比で約 15.3%増加することが見込まれます。

給水原価の上昇は、前述の水需要の減少や施設の更新費用の増加等の要因が考えられます (図 12)。

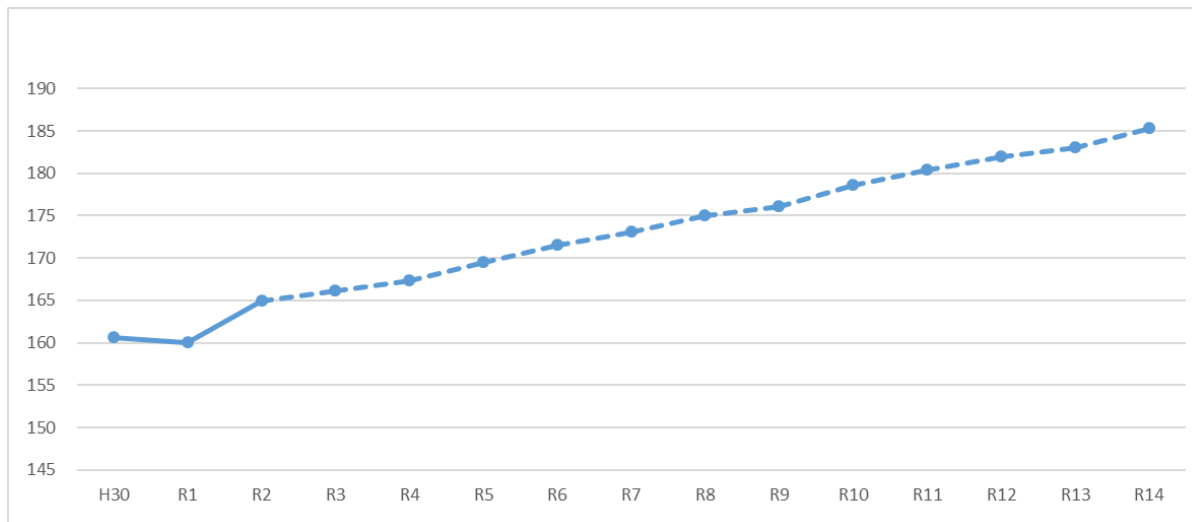


図 12 給水原価 (円/m³) の推計

H30~R2 : 実績値 (決算統計より)
R3~14 : 推計値

◆推計方法 (R3~14)

給水原価とは有収水量 1 m³当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを示しており、上昇した場合には料金の値上げ等が必要となる場合があります。水道水供給のための費用を有収水量で割った値となり、今回推計を行った更新費用や有収水量等を基に推計しています。

3 課題

前項の現状、将来見通しから、人口減少による料金収入の減少、老朽化施設や未耐震施設の更新費用の増加など資金的な課題、水道技術の継承など人的な課題、災害時の危機管理対応力の課題など、水道事業の課題が明らかになりました。

明らかになった課題を以下のように整理します。

(1) 料金収入の減少

給水人口の減少に伴い水需要が減少し、料金収入が減少していくことにより、水道事業の経営に関する費用を賄うための資金の確保が難しくなることが見込まれます。

(2) 更新費用の増加

現状と将来見通しにより老朽化施設や未耐震施設の更新費用が増加していくことが見込まれます。料金収入が減少する中、更新費用の増加は、必要な費用を捻出するため経営環境を悪化させることが懸念されます。

(3) 水道技術の継承及び確保

職員の年齢構成について特に 40 歳未満の職員数の割合が低いことから、今後職員の定年退職後の新規採用職員の確保や世代間の技術継承が課題となる可能性があります。

また、県内には小規模な水道事業者が多いことから、職場内での研修や技術継承が難しいことにより、技術力の確保についても課題があります。

(4) 災害等の危機管理対応力の向上

危機管理対策マニュアルの整備率が低いことや水道施設の耐震化率が低いことから、今後発生が予測される南海トラフ地震等の災害時の危機管理対応力を向上していく必要があります。

第3 今後の広域化に係る推進方針

水道事業における料金収入の減少や更新費用の増加に対応するためには、本来、水道料金の値上げを行っていく必要があります。

一方で、高齢化や人口減少が進む中、安易に水道料金の値上げを行えないことから、各市町水道事業者は個別に費用縮減の取組を行っているところですが、個別の事業者で行える取組には限度があります。

このため、市町の区域を越えた広域化により、費用縮減に加え、水道技術向上及び危機管理対応力向上に取り組めます。

1 推進方針

将来にわたる持続可能な水道事業を実現していくため、地理的要因や各水道事業体の経営状況を考慮し、市町と十分な協議を行ったうえで広域化の段階的な実現に取り組めます。

2 方向性

広域化による効果が明らかな取組については、実施に向けた検討を進めていきます。一方で、施設の共同設置・共同利用（施設の統廃合）等の効果の有無が明らかでない取組については、先行事例の検証や必要なシミュレーションを行ったうえで、関係市町間で十分に協議し、実施に向けた検討を進めていきます。

なお、施設の共同設置・共同利用などの取組を行ったうえで、将来的に経営統合の可能性を市町と検討します。

(1) 料金収入の減少による影響緩和

料金システムの共同化や共同発注による費用の縮減などの広域化の具体化に向けて、市町と広域化の実施に向け協議していきます。

(2) 更新費用の増加による影響緩和

施設の共同設置・共同利用等による建設費用及び維持管理費用縮減などの広域化について、市町と協議のうえ、水道事業基盤強化協議会ワーキンググループで条件整理した効果算定シミュレーションを実施します。

(3) 水道技術向上

今まで行ってきた研修を継続し、市町のニーズを確認しながら共同研修を開催します。また日常的な取組として、水道事業者間での意見交換や技術交流の取組を推進し、広域化による技術力向上を図ります。

(4) 災害等の危機管理対応力の向上

災害に関する共同研修を実施し、水道事業体職員の危機管理能力の向上や各種マニュアルの整備を支援します。また、情報伝達訓練など災害時想定訓練を通じて、水道事業体間の連携強化や危機管理対応力の強化を図ります。

3 今後の協議体制

市町水道事業の基盤強化について検討する目的で設置した、市町及び県を構成員とする「三重県水道事業基盤強化協議会」で、基盤強化につながる広域化について検討・協議を行います（図 13）。

- (1) 水道事業基盤強化協議会
基盤強化に係る方針を検討・協議します。
- (2) 水道事業基盤強化協議会ブロック会議
地域の実情に応じた広域化の可能性を検討します。
- (3) 水道事業基盤強化協議会ワーキンググループ
広域化の取組ごとに、市町水道事業者担当職員による検討を進めます。

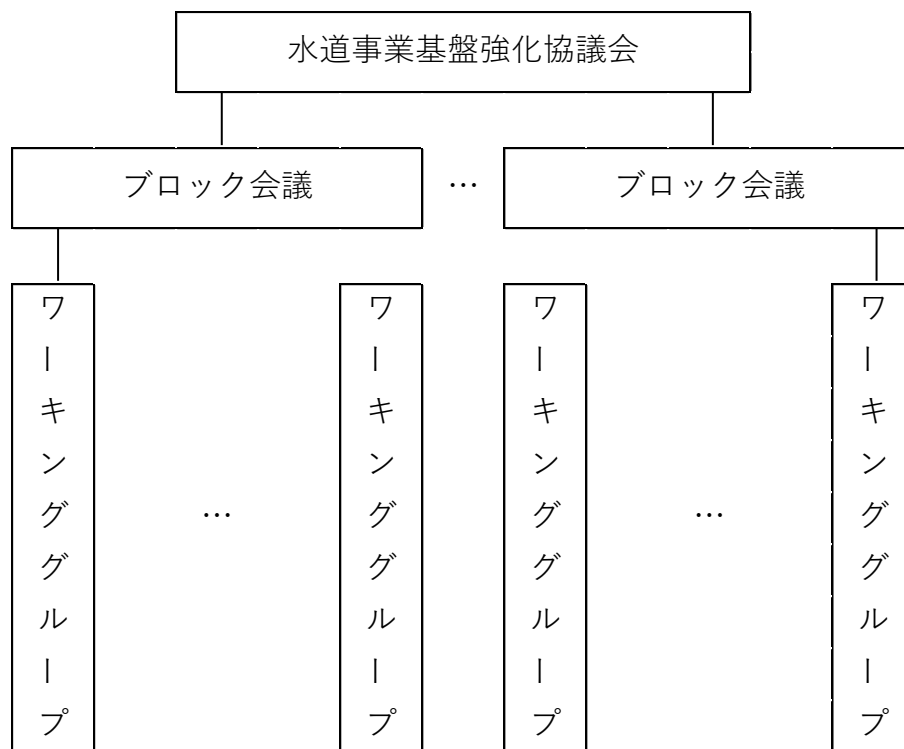


図 13 協議体制